

第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画 及び第2期障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

障害者基本法第11条第3項、障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき定める市町村計画です。

「障がい者計画」で、障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向性を定めるとともに、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」で、障害福祉サービス及び障害児通所支援の充実を図るための必要な見込み量等を定めます。

現行の計画が令和2年度で終了することから、現行計画の方針を継続しながら、地域情勢の変化や地域ニーズの多様化等に対応するため、時点的な修正を含めた内容の見直しを行います。

なお、本計画は本市における障がい者に対する施策全般にわたる計画として「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

2 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 主な計画の内容

- ・計画の概要（策定背景、法律・制度の動向、計画位置付け、計画期間、策定体制）
- ・障がい者を取り巻く現状
- ・計画の基本的な考え方
- ・分野別施策の基本的方向（障がい者計画）
- ・障がい福祉サービスの充実（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）
- ・計画の円滑な推進 等

4 「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」について

<基本指針見直しの主なポイント>

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・福祉施設から一般就労への移行
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害者の社会参加を支える取組
- ・障害福祉サービス等の質の向上
- ・障害福祉人材の確保

5 計画の体系（基本理念、基本視点、基本目標、施策の方向）

(1) 基本理念

現行計画の方針を継続し、地域社会における共生及び差別の禁止の考え方を基本理念とします。

「障がいのある人もない人も、共に考え、支え合い、安心して暮らせるまち
いせはら」

(2) 基本視点

社会情勢、ニーズの変化等を踏まえ、障がい者が自らの意思により、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、5つの視点を持って、障がい者施策の推進を図ります。

- 基本視点
 - 1 障がい者の人権の尊重
 - 2 障がい者の自己選択・自己決定の尊重及び意思決定の支援
 - 3 当事者本位の総合的な支援
 - 4 障がい特性等に配慮した支援
 - 5 暮らしやすさの向上

(3) 基本目標と施策の方向

基本理念を実現するために、前述の基本視点を踏まえ、4つの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

- 基本目標と施策の方向
 - 1 全ての人がお互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる
 - 1-1 理解と協力の促進
 - 1-2 人権の尊重
 - 2 障がいのある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる
 - 2-1 地域ぐるみの協力体制の充実
 - 2-2 文化活動・レクリエーション・スポーツ等の振興
 - 2-3 防災・防犯・緊急時の支援体制の充実
 - 3 ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる
 - 3-1 情報提供・相談支援体制の充実
 - 3-2 地域生活を支えるサービスの充実（障がい福祉計画、障がい児福祉計画）
 - 3-3 健康づくり
 - 4 バリアフリーで暮らしやすいまちをつくる
 - 4-1 暮らしの場の確立
 - 4-2 福祉のまちづくりの推進